

自動車リサイクル法
フロン類回収業者の登録について

長崎県資源循環推進課
長崎市廃棄物対策課
佐世保市廃棄物指導課

令和3年1月改訂

1. 自動車リサイクル法の目的

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

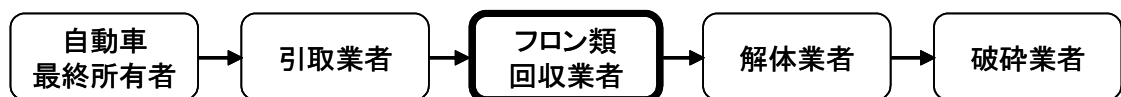
2. 使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車（※）のうち、その使用を終了したものをいいます。

※）自動車リサイクル法において、「自動車」とは道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいいますが、一部対象外の自動車がありますので、ご注意ください。

3. 使用済自動車等の流れ

使用済自動車等の流れは次のようになります。



→ 使用済自動車等の流れ

4. フロン類回収業者とは

使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業者は、フロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録が必要です。

なお、フロン類回収業者の実務を行なうためには、別途、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

【フロン類回収業者の主な役割】

役割1	使用済自動車の引取りと引取報告の実施 ・引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
役割2	基準に従ったフロン類の回収 ・フロン類回収業者は回収基準（旧フロン回収破壊法と同じ）に従ってフロン類を回収する必要があります。 ・フロン類を回収したときは、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものが再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。
役割3	フロン類の引渡しと引渡報告の実施 ・回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（旧フロン回収破壊法と同じ）に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。 ・フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。
役割4	使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施 ・フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事等の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。 ・使用済自動車を引き渡したときは、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管

	理センターに引渡報告を行う必要があります。 注 引渡しの際は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。
役割 5	フロン類年次報告の実施 ・毎年度終了後1ヵ月以内（4月末まで）に、前年度の引渡数量・再利用量・保管量等につき、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。 注 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等から勧告・命令を受けたり、フロン類回収業者の登録を取り消される場合があります。

※) 使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

※) 部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得することが必要です。

【参考】フロン類の回収に関する基準 法施行規則第6条関係

1. 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ）の値が一定時間経過した後、下表のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること。（通常いわゆる2度引きが必要）

フロン類の充てん量	圧力
2kg未満	0.1MPa
2kg以上	0.09MPa

2. フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと。

5. フロン類回収業者の登録について

(1) 申請方法

フロン類回収業の登録を受けようとする方は、以下の「7. 申請書・届出書の提出方法」を参照して、各受付窓口に登録申請書を提出してください。

なお、提出書類については、以下の「6. 提出書類」を参照してください。

(2) 登録通知書の交付

登録がなされた場合は、登録通知書を交付します。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、**5年**です。

(4) 自動車リサイクル法への移行

平成16年12月31日までに旧フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業の登録を受けた方は、平成17年1月1日以降、自動車リサイクル法のフロン類回収業者とみなされます。ただし、自動車リサイクル法に基づく5年ごとの更新手続きは必要です。

【注意点】

平成16年12月31日までに引取業者が引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、平成17年1月1日以降もフロン類管理書、自動車フロン券および旧方式での年次報告などフロン回収破壊法の仕組みに従うことが必要です。

また、この場合、自動車リサイクル法とは別に旧フロン回収破壊法に基づく5年ごとの更新手続きも必要です。

※) この場合の有効期間は、旧フロン回収破壊法の登録日から起算して5年となります。

6. 提出書類

(1) 新規申請及び更新申請の場合

種類	内容
申請書	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの） ア 申請者が法人の場合→法人の登記事項証明書

	イ 申請者が個人の場合→住民票（本籍(外国人にあっては、国籍等)記載のもの)の写し
	ウ 申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が個人の場合 →法定代理人の住民票の写し
	エ 申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が法人の場合 →法定代理人の登記事項証明書
	誓約書（添付様式1） (申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類)
	フロン類回収設備の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類
	ア 所有権を有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し
	イ 使用権原を有する場合 →借用契約書、共同使用書、貸出書などの写し
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し
	フロン類の回収基準に基づき、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を説明する書類 (添付様式2)
	事業所付近図（添付様式3）

(2) 登録事項の変更届出

登録事項に次の変更が生じた場合は、変更後30日以内に変更届出の手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）の氏名
- 未成年者である場合において、その法定代理人が個人の場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 未成年者である場合において、その法定代理人が法人の場合には、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 未成年者である場合において、その法定代理人が法人の場合には、その法定代理人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）の氏名
- 登録申請した「回収しようとするフロン類の種類」
- 登録申請した「使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更
(例えば、登録申請時に「CFC・HFC兼用」を1台所有し、さらに「CFC・HFC兼用」を1台追加した場合は、変更届出の必要はありません。)

種 類	内 容
申請書	フロン類回収業者変更届出書（様式第四）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）
	ア 申請者が法人の場合→法人の登記事項証明書
	イ 申請者が個人の場合→住民票（本籍(外国人にあっては、国籍等)記載のもの)の写し

ウ	申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が個人の場合 →法定代理人の住民票の写し
エ	申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が法人の場合 →法定代理人の登記事項証明書
誓約書（添付様式1） ※変更内容にかかわらず必ず提出してください。 (申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類)	
フロン類回収設備の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類	
ア	所有権を有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し
イ	使用権原を有する場合 →借用契約書、共同使用書、貸出書などの写し
フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し	
フロン類の回収基準に基づき、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を説明する書類 (添付様式2)	
事業所付近図（添付様式3） 変更した事業所の付近図	

※) 添付書類は誓約書及び変更事項に該当するものを添付してください。

(3) 廃業等の場合の届出

登録業者が次の左欄の事項に該当した場合には、該当する右欄の方はその日から30日以内に廃業等の届出を行う必要があります。

届出が必要な場合	届出者
個人の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
フロン類回収業を廃止した場合	届出者＝個人→本人 法人→代表する役員

提出書類	内 容
届出書	フロン類回収業廃業等届出書
登録通知書 (登録予定番号通知書)	届出書提出の際、返納してください。

なお、届出の際、届出者の確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

7. フロン類回収業者の登録手続き

(1) 申請書の受付窓口

- ①長崎県内(長崎市及び佐世保市を除く)にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→事業所所在地を管轄する各県立保健所
- ②長崎市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→長崎市廃棄物対策課
- ③佐世保市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→佐世保市廃棄物指導課

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
長 崎 県	西彼保健所	852-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-5022
	県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305
	県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3288
	県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
	五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125
	上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
	壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
	対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市 廃棄物対策課	850-8685	長崎市桜町 6-3	095-829-1159	
佐世保市 廃棄物指導課	857-0851	佐世保市稲荷町 1-8	0956-20-0660	

(2) 提出部数（申請者控えを含む）

① 県立保健所へ提出の場合

3部（1部を正とします。保健所控え及び申請者控えはコピーで可。）

② 長崎市廃棄物対策課及び佐世保市廃棄物指導課へ提出の場合

2部（1部を正とします。申請者控えはコピーで可。）

なお、申請者控えは受付後返却します。

(3) 登録申請手数料

① 新規申請及び更新申請の場合

5000円

② 変更届出及び廃業等届出の場合

手数料は必要ありません。

【注意】

フロン類回収業の登録は、事業者ごとにフロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する長崎県知事または長崎市長、佐世保市長への登録が必要です。

例 1 大村市と島原市に事業所を有する事業者

→ 長崎県知事への登録が必要です。

例 2 長崎市と佐世保市に事業所を有する事業者

→ 長崎市長及び佐世保市長への登録が必要です。

例 3 長崎市と諫早市に事業所を有する事業者

→ 長崎市長と長崎県知事への登録が必要です。

8. 登録のための要件

フロン類回収業者の登録に当たっては、

① 下記の欠格要件のいずれにも該当しないこと

② 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力が、フロン類の適正かつ確実な回収の実施に適合していると認められること

が必要です。

なお、登録申請書もしくは添付書類に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているときは登録を受けられませんのでご注意ください。

登録を受けられない条件（申請者等の欠格要件）

1. 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として※主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3. 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4. 登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5. 事業（フロン類回収業）の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6. 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうちに上記1から5のいずれかに該当する者があるもの

※主務省令で定める者：精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

9. 自動車リサイクルシステムへの登録

フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受取りのために、長崎県知事または長崎市市長、佐世保市長への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

【自動車リサイクルシステム登録手続きフロー】



自動車リサイクルシステムへの登録申込書は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（受付窓口：自動車リサイクルコンタクトセンター Tel: 050-3786-7755）から入手できるほか、「7. 申請書・届出書の提出方法」に記載の受付窓口や県資源循環推進課（Tel: 095-895-2373）でも入手できます。